

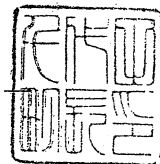
千代田町告示第8号



地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により、
本町内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、告示する。

令和元年6月7日

千代田町長 高 橋 純



変 更 調 書

大字	字	地番
下中森	六反畑	517 の 1、517 の 2、518、519 の 1、519 の 2、520 から 522 まで、523 の 1、523 の 2、524、525 の 1、525 の 2、526 の 1、526 の 2、527 の 1、527 の 2、528 の 1、528 の 2、529、530 の 1、530 の 2、531、532 の 1、532 の 2
	大船戸	819 の 1 から 819 の 5 まで、820 の 1 から 820 の 3 まで、821 の 1 から 821 の 3 まで、822 の 1 から 822 の 4 まで、823 の 1 から 823 の 10 まで、824 の 1、824 の 2、825 の 1 から 825 の 4 まで、826 の 1、826 の 2、827 の 1、827 の 2、828、829、830 の 1、830 の 2、831、832、852 の 1 から 852 の 8 まで、853 の 1 から 853 の 3 まで、854 の 1、854 の 2、855 の 1、855 の 2、856 の 1、856 の 2、857 の 1、857 の 2

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部を含む。）を字駒ヶ渕に変更する。

変 更 理 由 書

千代田第二工業団地造成事業に伴い、造成区域が複数の字にまたがることから、これを整理するため、字の区域を変更するものである。